

## 事務所備え付け書類の写し

宗教法人は、事務所備え付け書類のうち法令で定められた書類の写しを、毎会計年度終了後 4 か月以内に所轄庁に提出しなければなりません。

○添付書類・・・「役員名簿」、「財産目録」、「収支計算書」、「貸借対照表」、「境内建物に関する書類」、「事業に関する書類」のうち、法令で定める要件に該当する書類の写しを「表紙」に添付して提出していただきます。（提出すべき書類については、「提出書類一覧表」のデータでご確認ください。）

備考：ここに示す様式はあくまで参考例です。法人独自の様式で従来から書類を作成し事務所に備え付けられている場合は、その写しをご提出していただいて差し支えありません。

該当条文：宗教法人法第 25 条